

○ 長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第十号）

改正案	現行
<p>長期信用銀行規則第四条の五第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第四条の六の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務</p> <p>（長期信用銀行の業務に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第四条 規則第四条の六の二第二号及び規則第五条の八第二号に規定する金融庁長官が定める業務は、前条第一号から第七号までに掲げる業務とする。</p>	<p>（新設）</p>